

未記載の団体が見受けられるので、忘れずに記入してください。

記入例

確定負担金算定額 A		78,290 円	地方公共団体等名		〇〇市	
概算負担金算定額 B		57,000 円	過納の場合 ※還付希望の場 合	振込先銀行名	銀行 支店	
差引過不足額 (A-B)		21,290 円		口座名	※還付の場合は、ここに振込先を記入	
不足分の納付額		21,290 円		口座番号		
不足分の納付年月日		令和 年 月 日		振込み以外の送金方法		
不足の場合	振込銀行名	〇〇 銀行 〇〇 支店	※ 次年度分への充当希望	年度負担金へ充当		
	振込先銀行名	埼玉県 銀行 〇〇 支店	備考			
	振込み以外の送金方法		報告書作成者の所属課、係名	〇〇課 〇〇係		
			職、氏名	主任 基金 次郎		
			電話番号	000-000-0000 (内線) 1111		

地方公務員災害補償法施行規則第46条の規定に基づき、上記のとおり、令和N年度確定負担金（〔普通〕負担金）報告書を提出します。

報告年月日 令和 年 月 日

地方公共団体等名及び長名 〇〇市長 基金 太郎

地方公務員災害補償基金 埼玉県 支部長 殿

- (注) 1 標題及び本文中の〔 〕の欄には、普通・特別の別を記入すること。
 2 「差引過不足額」の欄には、「不足」・「過納」のうちいずれか該当するほうを○で囲むこと。
 3 「差引過不足額」の欄の不足額が100円未満の場合は納付は必要としないこと。ただし、この報告書は、必ず提出すること。
 4 「不足分の納付額」が「差引過不足額」の欄の不足額と異なる場合は、不足額が100円未満の場合を除き、「備考」の欄にその理由を記入すること。
 5 「過納の場合」の欄は、「還付希望」・「次年度分への充当希望」のうちいずれか希望するほうの欄の※印を○で囲み、当該欄に必要事項を記入すること。
 6 年度途中（4月1日以外の日）に新設合併した場合で、合併関係団体にメリット制適用団体が含まれているときは、当該合併年度分については、新設団体の確定負担金をそれぞれの合併関係団体分に相当するものに分割し、それぞれ別葉にして作成すること。（例えば、A市とB市が新設合併してC市となった場合は、C市（旧A市相当分）とC市（旧B市相当分）に分割し、それぞれ別葉とする。この場合、「地方公共団体等名」の欄には、C市（旧A市相当分）又はC市（旧B市相当分）と記入すること。
 7 和暦表記とすること。

算定基礎

メリット制適用団体は、令和N年度メリット負担金率となります。

記入漏れの多い部分です。必ず令和N年度に報告した概算負担金額をご記入ください。

区分	職員数	給与費総額	左のうち退職手当額	給与の総額	負担金	確定負担金算定額	概算負担金算定額	差引過不足額	備考
	人	円	円	円	円	円	円	円	
義務教育学校職員					1.0000 1,000				
義務教育学校職員以外の教育職員	15	9,000,100		9,000,100	1.0700 1,000	9,630	8,000	1,630	
警察職員					3.3900 1,000				
消防職員	5	3,000,150		3,000,150	2.4500 1,000	7,350	5,000	2,350	
電気・ガス・水道事業職員	10	6,000,000		6,000,000	1.6500 1,000	9,900	7,000	2,900	
運輸事業職員	15	9,000,000		9,000,000	1.9500 1,000	17,550	10,000	7,550	
清掃事業職員	10	5,000,000		5,000,000	4.1800 1,000	20,900	17,000	3,900	
船員					4.1200 1,000				
その他の職員	45	12,000,000		12,000,000	1.0800 1,000	12,960	10,000	2,960	
計	100	44,000,250	0	44,000,250		78,290	57,000	21,290	

- (注) 1 「義務教育学校職員」及び「警察職員」の欄は、市町村、一部事務組合等は該当がないこと。
 2 「義務教育学校職員以外の教育職員」の欄には、教育委員会の事務職員、公立義務教育諸学校の用務員等が含まれること。
 3 「給与費総額」の欄には、子ども手当及び児童手当は含まれないものであること。
 4 年度途中（4月1日以外の日）に新設合併した場合で、合併関係団体にメリット制適用団体が含まれているときは、当該合併年度分については、次のとおりとすること。
 ① 新設団体に係る数値をそれぞれの合併関係団体分に相当するものに分割し、それぞれ別葉にして作成すること。（例えば、A市とB市が新設合併してC市となった場合は、C市（旧A市相当分）とC市（旧B市相当分）に分割し、それぞれ別葉とする。）
 ② 「職員数」、「給与費総額」、「左のうち退職手当額」の欄には、合併した年度の決算に計上された職員数、給与費総額、退職手当額を合併関係団体の当該合併年度の決算（打ち切り決算）に計上された給与の総額（C欄に記載されるべき金額）で按分した数値を記入すること。
 ③ 「負担金割合」の欄には、当該合併年度における合併前の負担金率を記入すること。